



埼玉県報

第 2 2 8 0 号
平成 23 年 4 月 19 日
火 曜 日

目 次

告示

- [平成23年度地籍調査事業計画の決定\(土地水政策課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [妻沼西南土地改良区役員就退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [さいたま都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [事務所の所在またはその業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告\(建築安全課\)](#)
- [警察車\(無線警ら車\)の購入に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道行田市停車場酒巻線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道行田市停車場酒巻線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道行田市停車場酒巻線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道行田市停車場酒巻線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道羽生妻沼線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道羽生妻沼線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

正誤

- [埼玉県越谷県土整備事務所長告示第15号中訂正\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県越谷県土整備事務所長告示第16号中訂正\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県越谷県土整備事務所長告示第17号中訂正\(越谷県土整備事務所\)](#)

告 示

埼玉県告示第五百八号

平成二十三年年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十三年四月十九日

埼玉県知事 上田清司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
川越市	大東第十（南大塚二丁目、大塚一丁目の各一部）	平成二十三年四月十九日から平成二十四年三月三十日まで
川越市	高階第一（大字下新河岸、大字砂新田、大字今福の各一部）	平成二十三年四月十九日から平成二十四年三月三十日まで
熊谷市	小島六（小島の一部）	平成二十三年四月十九日から平成二十四年三月三十日まで
熊谷市	吉岡四―一（平塚新田、楊井の各一部）	平成二十三年四月十九日から平成二十四年三月三十日まで
秩父市	大達原第一（大滝の一部）	平成二十三年四月十九日から平成二十四年三月三十日まで
秩父市	大達原第二（大滝の一部）	平成二十三年四月十九日から平成二十四年三月三十日まで
飯能市	双柳第二（大字双柳の一部）	平成二十三年四月十九日から平成二十四年三月三十日まで
飯能市	双柳第三（大字双柳の一部）	平成二十三年四月十九日から平成二十四年三月三十日まで
加須市	麦倉Ⅳ（麦倉の一部）	平成二十三年四月十九日から平成二十四年三月三十日まで
加須市	飯積Ⅰ（麦倉、飯積の各一部）	平成二十三年四月十九日から平成二十四年三月三十日まで
東松山市	東松山三地区（松葉町三丁目、四丁目の各一部）	平成二十三年四月十九日から平成二十四年三月三十日まで
狭山市	狭山第四十五（富士見二丁目的一部）	平成二十三年四月十九日から平成二十四年三月三十日まで

狭山市	狭山第四十六（富士見二丁目の一部）	平成二十三年四月十九日から 平成二十四年三月三十日まで
深谷市	深谷第三十一（大谷の一部）	平成二十三年四月十九日から 平成二十四年三月三十日まで
深谷市	深谷第三十二（大谷の一部）	平成二十三年四月十九日から 平成二十四年三月三十日まで
越谷市	越谷第十一―四計画区（大字恩間、大字袋山の各一部）	平成二十三年四月十九日から 平成二十四年三月三十日まで
日高市	日高第三十九地区（大字横手の一部）	平成二十三年四月十九日から 平成二十四年三月三十日まで
日高市	日高第四十地区（大字横手の一部）	平成二十三年四月十九日から 平成二十四年三月三十日まで
小川町	腰越五（大字腰越の一部）	平成二十三年四月十九日から 平成二十四年三月三十日まで
小川町	腰越六（大字腰越の一部）	平成二十三年四月十九日から 平成二十四年三月三十日まで
ときがわ町	番匠（大字番匠）	平成二十三年四月十九日から 平成二十四年三月三十日まで
ときがわ町	本郷（大字本郷の一部）	平成二十三年四月十九日から 平成二十四年三月三十日まで
小鹿野町	般若三（般若の一部）	平成二十三年四月十九日から 平成二十四年三月三十日まで
小鹿野町	般若四（般若の一部）	平成二十三年四月十九日から 平成二十四年三月三十日まで
神川町	阿久原五（大字上阿久原、大字下阿久原の各一部）	平成二十三年四月十九日から 平成二十四年三月三十日まで
神川町	阿久原六・矢納一（大字上阿久原、大字矢納の各一部）	平成二十三年四月十九日から 平成二十四年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第五百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年四月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人埼玉よりどころねっと
- 三 代表者の氏名
藤 本 真 二
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市西区大字高木百八十五番地二十九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、生活に困難を抱える高齢者・障害者・児童とその家族へ、必要な支援がすぐに届けられる地域を作るために、支援者が連携体制を構築することで、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

二トリ熊谷店

埼玉県熊谷市石原一丁目百二番一号外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社バナーズ 代表取締役 守屋武

埼玉県熊谷市石原一丁目百二番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社二トリ 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号

株式会社ホンダニュー埼玉 代表取締役 柘野芳彦

埼玉県熊谷市石原一丁目百二番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年十二月六日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

五千二百五十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一二九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一六二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五五立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社二トリ 午前十時から午後九時

株式会社ホンダニュー埼玉 午前九時三十分から午後六時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年四月五日

二 縦覧期間

平成二十三年四月十九日から平成二十三年八月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年四月十九日から平成二十三年八月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百一十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド加須店

埼玉県加須市多門寺字本田八十一番二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

- 一 生活道路への車両流入防止及び交通安全対策について
 - ・ テックランド加須店計画建物北側の入口ナンバー二は進入車両のみとして、店舗敷地駐車場内へ出口誘導案内看板を設置して、退店車両が出入口ナンバー一から安全に国道へ出られるよう誘導をお願いしたい。
 - ・ 退店車両が市道六二八五号線を抜け道として利用しないよう、利用客に対し周知徹底を図っていただきたい。
 - ・ テックランド加須店出店により周辺地域の交通渋滞が懸念されるため、来店及び出店車両を円滑に誘導する案内看板の設置や特に混雑が予想されるオープン時、土曜・日曜・祝日における周辺地域への交通誘導員の配置など、交通安全対策を十分に講じていただきたい。また、近隣の昭和中学校生徒の登下校時の安全対策も十分に講じていただきたい。
- 二 その他全般的事項
- ・ 出店に伴い様々な問題が生じたとき又は周辺在住の加須市民から要望や苦情があったときには、専門の窓口において誠意をもって速やかに対応していただきたい。

二 縦覧期間

平成二十三年四月十九日から平成二十三年五月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告示

埼玉県告示第五百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、妻沼西南土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年四月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	石川 榮一	埼玉県熊谷市永井太田四百四十番地
同	吉場 巧一	同 飯塚七百九十五番地一
同	吉田 稔	同 八木田五百三十七番地
同	井上 囿男	同 原井百番地
同	岩崎 亘夫	同 飯塚四百二十四番地
同	柴崎 泰造	同 市ノ坪四百六十八番地二
同	柿沼 昌夫	同 弥藤吾千五百八番地
同	鈴木 正男	同 道ヶ谷戸二百二十九番地二
同	鈴木 宏治	同 飯塚八百十一番地
同	堀越 利雄	同 弥藤吾二千二十五番地
同	鹿島 茂雄	同 上江袋百九十番地
同	永島 紀男	同 上江袋七百二十一番地一
同	田沼 貞夫	同 永井太田千三百十五番地一
同	森 新一	同 弥藤吾二千四百九番地
同	田野 雅己	同 男沼二十番地一
同	坂本 政明	同 上江袋千三百十五番地
同	小沼 浩之	同 下増田七十九番地
同	塚田 峰夫	同 西野三百六十八番地一
同	鈴木 進	同 飯塚千七百九十九番地
同	大岡 博	同 八木田百六十九番地
同	小林 七郎	同 東別府二千二百十二番地
同	須藤 正之	同 深谷市堀米百九十七番地
監事	井田 文雄	同 熊谷市弥藤吾千四百八十三番地一
同	井上 重幸	同 飯塚千八百五十一番地
同	川田 光治	同 上江袋千三百四十二番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	石川 榮一	埼玉県熊谷市永井太田四百四十番地
同	吉場 巧一	同 飯塚七百九十五番地一
同	吉田 稔	同 八木田五百三十七番地
同	根岸 昇	同 原井百二十七番地
同	前原 資仙	同 飯塚四百十七番地
同	柴崎 泰造	同 市ノ坪四百六十八番地二
同	柿沼 昌夫	同 弥藤吾千五百八番地
同	鈴木 正男	同 道ヶ谷戸二百二十九番地二
同	黒澤 一郎	同 飯塚千八百九十三番地
同	堀越 利雄	同 弥藤吾二千二十五番地
同	田中 政一	同 上江袋二百八番地二
同	永島 紀男	同 上江袋七百二十一番地一
同	宮澤 新一	同 永井太田千四十一番地
同	森 新一	同 弥藤吾二千四百九番地
同	田野 雅己	同 男沼二十番地一
同	坂本 政明	同 上江袋千三百十五番地
同	小沼 浩之	同 下増田七十九番地
同	塚田 峰夫	同 西野三百六十八番地一
同	鈴木 進	同 飯塚千七百九十九番地
同	大岡 博	同 八木田百六十九番地
同	小林 七郎	同 東別府二千二百十二番地
同	須藤 和彦	同 深谷市堀米二百四番地
監事	井田 文雄	同 熊谷市弥藤吾千四百八十三番地一
同	前原 久男	同 飯塚八百八十八番地
同	川田 光治	同 上江袋千三百四十二番地

告 示

埼玉県告示第五百十二号

さいたま市からさいたま都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十四号

さいたま市からさいたま都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十三年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
有限会社東洋企画	鈴木 功二	埼玉県所沢市泉町千七百九十三番地十三
有限会社大日建設	實 茂	埼玉県上尾市小泉三百九十九番地三

告 示

埼玉県告示第五百十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

警察車（無線警ら車） 12台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成24年3月23日（金）

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、上記(1)の物品の総額を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 入札説明書に示す書類を平成23年5月27日（金）午後5時までに次の場所に持参し、審査の結果、納入しようとする物品について仕様書に示す各要求事項

に適合することを認められた者であること。

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区二ツ宮883番地 埼玉県警察本部総務部
財務局装備課車両係 電話048-832-0110 内線704-312

- (6) 納入しようとする物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより埼玉県警察職員の立会検査に応じられる者であること。
- (7) 納入しようとする物品に関するアフターサービス体制が整備されていて、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-832-0110 内線2245 ファク
シミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年6月3日(金)午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年6月2日(木)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年6月3日(金)午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年5月27日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年5月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Radio installed police car .
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m., June 3 ,2011 By mail;5:00p.m., June 2 ,2011 In person;10:30 a.m., June 3 ,2011
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

一 道路の種類 県道

二 道路 線 名 行田市停車場酒巻線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	行田市宮本六七一番五地先 から	区 間
一二・四七 一 二二・六九	一二・一九 一 二二・五二	敷地の幅員 (メートル)
二五・六〇		延長 (メートル)
	歩道整備工事	備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年四月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

行田市停車場酒巻	路線名
行田市宮本六七一番五地先から 同市宮本六七一番六地先まで	供用開始の区間
平成二十三年四月十九日	供用開始の期日
延長二五・六〇 メートル	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

一 道路の種類 県道

二 道路 線 名 行田市停車場酒巻線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>六番二地先まで</p>	<p>行田市大字酒巻字宿裏一五 七六番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一四・〇四 一六・〇六</p>	<p>一二・〇七 一三・八四</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三五・七〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>歩道整備工事</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年四月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

行田市停車場酒巻	路線名
行田市大字酒巻字宿裏一五七六番一地先から 同市大字酒巻字宿裏一五七六番二地先まで	供用開始の区間
平成二十三年四月十九日	供用開始の期日
延長三五・七〇メートル	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 羽生妻沼線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
四 番 一 地 先 ま で	行 田 市 大 字 酒 巻 字 元 屋 敷 一 七 一 九 番 一 地 先 か ら	区 間
一 一 ・ 八 四 、 一 四 ・ 五 四	一 一 ・ 五 三 、 一 四 ・ 五 四	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
	九 〇 ・ 二 〇	延 長 (メ ー ト ル)
	交 差 点 改 良 工 事	備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年四月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

羽生妻沼線	路線名
行田市大字酒巻字元屋敷一七一九番一地从から 同市大字酒巻字宿裏一五七四番一地从先まで	供用開始の区間
平成二十三年四月十九日	供用開始の期日
延長九〇・二〇メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年四月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十二年十月二十一日

指令川建セ第二二〇〇八五〇号

二 検査済証番号

平成二十三年四月十三日

川建セ第二二〇一四一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂字上台五一〇番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県本庄市下野堂二丁目三番一七号

山口 賢悟

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十三年四月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

<p>第百一号</p>	<p>指 定 番 号</p>
<p>建築基準法 第四十二条 第一項第五号</p>	<p>指定道路の種類</p>
<p>平成二十三年四月 十一日</p>	<p>指定の年月日</p>
<p>七 人間郡毛呂山町前久保南四丁目三番一九三三番三</p>	<p>指 定 道 路 の 位 置</p>
<p>七・〇一</p>	<p>指定道路の延長 (単位メートル)</p>
<p>五・〇〇</p>	<p>指定道路の幅員 (単位メートル)</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年四月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十三年四月十三日

指令越建セ第二二〇〇三八一号

二 検査済証番号

平成二十三年四月十四日

越建セ第三一一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字志部千四百三十四番一、千四百三十五番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南五―五―七

有限会社 富沢自動車商会 代表取締役 富沢 義明

正 誤

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号（平成二十三年四月一日第二千二百七十五号）中訂正

ページ 行

一 前から六

誤

南 沢 郁 一 郎

正

大 島 秀 彦

正 誤

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号（平成二十三年四月一日第二千二百七十五号）中訂正

ページ 行

一 前から六

誤

南 沢 郁 一 郎

正

大 島 秀 彦

正 誤

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号（平成二十三年四月一日第二千二百七十五号）中訂正

ページ 行

一 前から六

誤

南 沢 郁 一 郎

正

大 島 秀 彦